

公益財団法人 日本棋院
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本棋院（以下「本院」という。）定款第16条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、週3日以上本院の業務に従事する理事長、副理事長、常務理事、監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として（別表）役員報酬表に基づき報酬を支給することができる。

- 2 本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員の退職にあたり、退職慰労金は支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本院の常勤役員の定例報酬月額、（別表）役員報酬表の通りとし理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 暦日60日以上長期に亘り欠勤中の常勤役員の報酬は、60日を経過する日の属する月の翌月分から現に受けていた報酬の70%を支給する。その期間は最長2ヶ月間とする。

(監事報酬の決定)

第5条 本院の監事の定例報酬月額、（別表）役員報酬表を基準として監事全

員の協議の上決定するものとする。協議書は監事全員の署名捺印し理事長に提出する。

2 前条2項の定めは、監事報酬にも適用する。

(支給方法)

第6条 第4条、第5条で決定された金額は、毎月20日振込により支給する。

(費用)

第7条 本院は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として実費相当額を支給する。その計算方法は経済的順路による。

(公表)

第8条 本院は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規程改定)

第9条 この規程の改定は、評議員会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成22年11月2日評議員会議決)

別表 役員報酬表 平成23年4月1日改訂施行

役職名	報酬限度額
理事長	月額60万円以内とする
副理事長	月額50万円以内とする
常務理事	月額40万円以内とする
監事	月額15万円以内とする

非常勤の役員に対しては、上記別表の1/2を基準とする。